

UBC情報



発行：2021年8月2日
No.254

Selected Clients & Professionals Relationship

～抜本的に見直される電子帳簿保存法～

経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の抜本的な見直しが行われました（令和4年1月1日から施行）。

◆令和3年度税制改正による主な見直しは
電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿書類を一定要件の下、電子データで保存できることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたもので、①電子帳簿等保存（電子的に作成した国税関係帳簿書類をデータのまま保存）、②スキャナ保存（紙で受領・作成した領収書等の書類を画像データで保存）、③電子取引（電子的に授受した取引情報を一定方法により保存）の3種類に区分されています。

改正による主な見直しは次のとおりです（既に承認を受けて電子保存を行っている方が改正後の要件で保存を行う場合は承認の取りやめ手続が必要）。

- ①電子帳簿等保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* システム関係書類の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る）もデータのまま保存等が可能、* 一定要件を満たす優良な電子帳簿に対する過少申告加算税の軽減措置が設けられます。
- ②スキャナ保存……* 税務署長の事前承認を廃止、* タイムスタンプの付与期間を約2ヵ月以内とし、書類の受領者等がスキャナで読み取る際の自署を不要とするなど要件を緩和、* 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査等）を廃止、* データの改ざん等に対する重加算税の加重措置、など。
- ③電子取引……* タイムスタンプの付与期間を2ヵ月以内とするなど要件を緩和、* 取引情報に係るデータを出力した書面等で保存する措置を廃止、など。

～令和3年度地域別最低賃金の引上げ目安～

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が各都道府県の地方審議会における審議の参考として、改定額の「目安」を提示していますが、令和3年度の目安は、全都道府県において28円の引上げ（引上げ率3.1%）となり、過去最高額の引上げ目安となりました。

今後、この目安をもとに各地方審議会において審議が行われ、改定額が決定されますが、目安どおりに改定された場合、全国加重平均で時給930円となります。

なお、令和2年度では新型コロナによる経済・雇用の影響等を踏まえ目安を示さず、最低賃金の引上げ率は0.1%（1円）でした。

～「生命保険契約照会制度」が開始～

これまで亡くなった方や、認知症等により認知判断能力が低下した方に関する生命保険契約の存在が不明な場合には、生命保険各社へ個別に照会を行う必要がありました。

今月から、生命保険協会（国内で営業する全ての生命保険会社が加盟）に照会を申し込むことで対象者の生命保険契約の有無を各社に一括して確認し、照会者に回答するサービス「生命保険契約照会制度」が始まりました（災害時を除き、利用料3千円や書類の提出が必要）。

なお、本制度を利用できる方（照会者）は、照会対象者の法定相続人や法定代理人など一定の方に限られます。

～月次支援金の対象月に8月分が追加～

本年4月以降の緊急事態措置等に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対する月次支援金（法人20万円/月、個人10万円/月が上限）について、対象月に8月が追加され、4～8月分が対象となりました。

現在、4～6月分の申請（4・5月分は8月15日、6月分は8月31日まで）が行われおり、7月分は8月1日、8月分は9月1日から申請できます。

河野会計事務所からのお知らせ

8月14日（土）～8月16日（月）は夏季休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



UBC社福 情報

No. 254

発行：2021年
8月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会
（一社）全国地域医業研究会

社会情勢

グリーン社会、デジタル化、地方創り、少子化克服が柱 ～「骨太の方針2021」が閣議決定されました～

◆6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針2021(以下「骨太の方針2021」)」が閣議決定されました。骨太の方針とは、経済財政諮問会議で議論される政策の基本骨格のことで、政府が取り組むべき改革等の方向性が閣議で決められ、それに基づき各省庁の政策が進められていきます。

骨太の方針2021では、わが国を取り巻く環境の変化と感染症等への対応等を見据えたうえで、新たな成長の源泉として、(1)グリーン社会の実現、(2)官民挙げたデジタル化の加速、(3)日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～、(4)少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現、の4つを柱とし、これらを支える基盤づくりとして①デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進、②女性の活躍、③若者の活躍、④セーフティネット強化、孤独・孤立対策等、⑤多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実、⑥経済安全保障の確保等、⑦戦略的な経済連携の強化、⑧成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生、⑨外交・安全保障の強化、⑩安全で安心な暮らしの実現、の10項目を挙げています。

なお、④のセーフティネット強化、孤独・孤立対策等の中で、「非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化等による住まいのセーフティネットの強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。」という文章があり、この文言がこの先どのような政策に結びついていくのか、注視が必要です。

◆「骨太の方針2021」に併せて、成長戦略実行計画(以下「成長戦略」と言います。)も閣議決定されました。こちらにおいても、前述の「骨太の方針2021」の柱に沿った項目が並んでいますが、少子化克服にストレートにつながる項立てはありません。

ただし、第5章に「『人』への投資の強化」とあり、フリーランス保護やテレワークの定着、兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進、女性・外国人・中途採用者の登用、人事評価制度の見直しや労働移動の円滑化など、働き方の多様化に関する項目が並んでおり、子育て世代に対して労働環境の面から支援する姿勢が見て取れます。

そこには「企業における兼業・副業の選択肢を提供するとともに、短時間正社員等の多様な正社員制度の導入を促進する。」「選択的週休三日制度について、好事例の収集・提供等により、企業における導入を促し、普及を図る。」等の言葉も並びます。これらは「骨太の方針2020」で謳われた「従業員のやりがいを高めるためのフェーズⅡの働き方改革」、「労働時間の管理方法のルール整備を通じた兼業・副業の促進など複線的な働き方や、育児や介護など一人一人の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を労働者が自由に選択できるような環境」の延長線上にあるものと考えられます。

職員配置基準等がある社会福祉事業において、このような働き方が馴染むのか、また雇用主たる社会福祉法人や福祉従事者にとって好ましいかどうかの疑問もありますが、労働市場がこうした方向に向かっていることを認識し、今後ますます厳しくなるとされる人材採用において、他業界に負けないだけの競争力を持つ必要があると考えます。(総合福祉研究会)

介護

2040年度時点での介護職員の必要数は約280万人 ～厚生労働省が「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」を公表～

◆7月9日、厚生労働省は「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」を公表、その中で、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2040年度に約280万人必要になるとの推計を示しました。

令和元(2019)年度の介護職員数(以下「現在数」と言います。)は「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による約211万人(2,105,885人)でしたが、令和5(2023)年度には約22万人増の約233万人、団塊の世代が全員75歳以上になる令和7(2025)年度には約32万人増の約243万人、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年度には約69万人増の約280万人必要になるという推計です。

近年の入職、離職の動向、及び離職者のうち介護分野への再就職の動向が原則現状と同様に推移していると仮定し、生産年齢人口等の人口動態を加味して推計した「現状推移シナリオによる介護職員数(以下「現状推移見込数」と言います。)」は、2040年で215万人にしかありませんので、さらなる介護人材の確保策や効率化が必要となります。このため国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など、総合的な介護人材確保対策に取り組むこととしています。

なお2040年の都道府県別の推計を見ると、現状推移見込数が現在数を下回るのは秋田県を筆頭に21道府県あります。また必要数と現状推移見込数の差すなわち不足見込数は、東京都が最も多くて7万人強、次いで大阪府の7万人弱、以下、神奈川県、兵庫県、北海道、愛知県、千葉県、埼玉県と、大都市圏が並びます。一方高知県だけは現状推移見込数が必要数を上回ります。また福井県は必要数が現在数を下回ります。(総合福祉研究会)



少子化

出産・育児を国際比較 3年版少子化白書

◆政府は6月11日、令和3年版少子化社会対策白書を閣議決定しました。白書では、日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国で20～49歳の男女を対象に国際比較調査を実施しました。日本は出産や子育てがしにくい環境だと考える人が多かったです。

「自国は子どもを生き育てやすい国だと思う」と答えた人の割合は、スウェーデン97.1%、フランス82.0%、ドイツ77.0%でした。日本は38.3%と最も低く、2010年度の調査以降10ポイント以上減少しています。一方、「そう思わない」と答えた人が61.1%と多数を占め、他国との差が大きいです。

育児支援施策として重要なものを聞くと、日本では「教育費の支援・軽減」(69.7%)、ドイツとフランスでは「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実」(ドイツ56.8%、フランス47.7%)、スウェーデンでは「男性の育児休業の取得促進」(59.9%)が最も多かったです。新たに追加された不妊治療の項目では、「自国は不妊治療を受けやすいと思う」との回答が、フランス59.0%、ドイツ47.9%、スウェーデン44.3%。日本は17.4%と最も低く、「そう思わない」という回答も44.6%と最も高かったです。主な理由は、「治療費の負担」「仕事への影響」「不妊治療に関する情報が少ない」でした。

内閣府によると、「年齢別や子どもの有無等で比較したところ、結婚・出産・子育ての当事者よりも当事者以外の人からの否定的回答の割合が高い傾向が見られました。若い世代は将来の見通しが立たず、その不安が前向きなイメージを持つことができない要因になっているのではないかと分析しています。(全国地域医業研究会)